

食品安全委員会第1032回会合議事録

1. 日時 令和8年7月28日（火） 14:00～14:35

2. 場所 第一会議室

3. 議事

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

・添加物 2品目

(消費者庁からの説明)

酸化亜鉛

Escherichia coli BL21 GLase株を用いて生産された α -1,4-グルカンリアーゼ

(2) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

・農薬及び動物用医薬品「ジノテフラン」に係る食品健康影響評価について

・農薬「エチプロール」に係る食品健康影響評価について

(3) その他

4. 出席者

(委員)

祖父江委員長、浅野委員、頭金委員、春日委員、小島委員、杉山委員、松永委員

(説明者)

消費者庁 高江食品衛生基準審査課長

(事務局)

中事務局長、前間事務局次長、藤田総務課長、井本評価第一課長、

國保評価第二課長、楠川情報・勧告広報課長、横山農薬評価室長、

刈岡評価情報分析官、蟹江評価調整官

5. 配付資料

資料1-1 食品健康影響評価について<酸化亜鉛>

資料1-2 食品健康影響評価について<*Escherichia coli* BL21 GLase株を用いて生産された α -1,4-グルカンリアーゼ>

資料2-1 農薬及び動物用医薬品に係る食品健康影響評価の審議結果について<ジノテフラン>

資料2-2 農薬に係る食品健康影響評価の審議結果について<エチプロール>

6. 議事内容

○祖父江委員長 ただ今から第1032回「食品安全委員会」会合を開催いたします。

本日は7名の委員が出席です。

また、消費者庁の高江食品衛生基準審査課長に御出席をいただいております。

それでは、お手元にございます「食品安全委員会（第1032回会合）議事次第」に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。

まず、資料の確認を事務局からお願いします。

○藤田総務課長 事務局でございます。本日の資料は4点でございます。

資料1-1が「食品健康影響評価について＜酸化亜鉛＞」、資料1-2が「食品健康影響評価について＜*Escherichia coli* BL21 GLase株を用いて生産された α -1,4-グルカンリアーゼ＞」、資料2-1が「農薬及び動物用医薬品に係る食品健康影響評価の審議結果について＜ジノテフラン＞」、資料2-2が「農薬に係る食品健康影響評価の審議結果について＜エチプロール＞」。

以上でございます。不足等ございませんでしょうか。

○祖父江委員長 続きまして、議事に入る前に、「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基づく事務局における確認の結果を報告してください。

○藤田総務課長 事務局におきまして、委員の皆様にご提出いただきました確認書及び現時点での今回の議事に係る追加の該当事項の有無を確認しましたところ、本日の議事について、委員会決定に規定する事項に該当する委員はいらっしゃいませんでした。

○祖父江委員長 確認書の記載事項に変更はなく、ただ今の事務局からの報告のとおりでよろしいでしょうか。

（首肯する委員あり）

（1）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について
--

○祖父江委員長 それでは、議事に入ります。

「食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について」です。

資料1-1、1-2にありますとおり、内閣総理大臣から7月21日付で添加物2品目に

ついて、それぞれ食品健康影響評価の要請がありました。

それでは、消費者庁の高江食品衛生基準審査課長から御説明をお願いいたします。

○高江食品衛生基準審査課長 食品衛生基準審査課の高江でございます。どうぞ本日はよろしくをお願いいたします。

まず、資料1-1でございます。2枚目でございますように、酸化亜鉛につきまして、食品添加物としての新規指定及び規格基準の設定の検討に当たり、食品健康影響評価を御依頼させていただくものでございます。

1. 今回の諮問の経緯でございますが、令和8年6月19日に、指定等要請者からの食品添加物としての指定及び規格基準設定の要請を受理しているところでございます。

続いて、2. 評価依頼物質の概要でございます。名称は酸化亜鉛で、分子式は記載のとおりでございます。用途ですが、栄養強化剤となります。亜鉛の酸化物でございます酸化亜鉛ですが、体内で亜鉛イオンとして吸収され、必須微量元素である亜鉛の強化を目的として使用されるものです。日本における使用状況ですが、現在、添加物としては指定されてございません。使用基準案を設定しておりまして、特定保健用食品、総合栄養食品及び栄養機能食品以外の食品に使用してはならないとしております。使用量は、特定保健用食品と栄養機能食品については、1日当たりの摂取目安量に含まれる亜鉛の量が15 mgを超えないようにしなければならないとし、総合栄養食品については、その100 kcalにつき、亜鉛として1.73 mgを超える量を含むないように使用しなければならないとしております。

国際機関、海外での状況でございますが、JECFA及びSCF（欧州食品科学委員会）においては、亜鉛として評価がされております。なお、コーデックス委員会は、ミネラルは食品添加物として取り扱わないということで、食品添加物に関する一般規格であるGSFAで使用基準は規定されてございません。諸外国での使用状況でございますが、欧州では、ミネラルは食品添加物として取り扱われていませんが、食品や栄養補助食品等への使用が認められております。米国においては、GRAS物質でございまして、適正製造規範に従って使用される場合、一般的に安全であると認識されております。

食品安全委員会での評価は、今回が初回となります。

最後に、今後の予定でございますが、食品安全委員会の食品健康影響評価結果の通知を受けた後に、食品衛生基準審議会において食品添加物としての新規指定及び規格基準の設定について検討する予定としております。

説明は以上でございます。

○祖父江委員長 資料1-2はどうですか。

○高江食品衛生基準審査課長 続きまして、資料1-2についても御説明させていただきます。

ます。

資料 1－2 の 2 枚目を御覧いただけますでしょうか。こちらは *Escherichia coli* BL21 GLase 株を用いて生産された α -1,4-グルカンリアーゼについて、当該酵素は組換え DNA 技術によって得られた微生物を利用して製造する添加物であるため、食品添加物としての新規指定及び規格基準の設定の検討、並びに遺伝子組換え添加物の安全性審査を開始するに当たりまして、食品健康影響評価を依頼するものでございます。

まず、今回の諮問の経緯でございますが、令和 8 年 6 月 26 日に指定等要請者からの食品添加物としての指定及び規格基準設定の要請並びに遺伝子組換え添加物の安全性審査の申請を受理しております。

続いて、2. 評価依頼物質の概要でございます。名称は、*Escherichia coli* BL21 GLase 株を用いて生産された α -1,4-グルカンリアーゼで、1,059 のアミノ酸から構成されております。用途は製造用剤でございまして、 α -1,4-グルカンから、1,5-アンヒドロ-D-フルクトースを遊離する酵素となります。

成分概要ですが、本酵素は、大腸菌（*Escherichia coli* BL21 株に限る。）にセイヨウオゴノリ（*Gracilariopsis lemaneiformis* に限る。）が本来有します α -1,4-グルカンリアーゼ遺伝子を導入して作製した大腸菌の培養物から得られた酵素で、 α -1,4-グルカンから、1,5-アンヒドロ-D-フルクトースを遊離する働きをいたします。

日本における使用状況でございますが、現在、添加物として指定はされておられません。

使用基準案でございますが、食品添加物である酵素でございますが、食品の製造工程中で除去されるものが多くありますが、使用基準において除去規定を設定している酵素はなく、本酵素も製造される 1,5-アンヒドロ-D-フルクトース含有水あめから除去されるということから、使用基準は設定しないこととしております。

国際機関、海外での状況でございますが、JECFA において安全性の評価は行われておらず、国際規格はございません。また、米国、欧州、オーストラリア及びニュージーランドにおいて使用された実績もございません。

食品安全委員会での評価は、今回が初回となります。

今後の予定でございますが、食品安全委員会の食品健康影響評価結果の通知を受けた後、食品衛生基準審議会におきまして食品添加物としての新規指定及び規格基準の設定について検討することとしております。

組換え DNA 技術応用添加物につきましては、安全性の審査の結果、人の健康を損なうおそれがあると認められない場合には、審査を経た旨を公表することとしております。

説明は以上でございます。

○祖父江委員長　ただ今の説明の内容について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

よろしいですか。

それでは、本件については、「酸化亜鉛」は栄養成分関連添加物ワーキンググループ、「*Escherichia coli* BL21 GLase株を用いて生産された α -1,4-グルカンリアーゼ」は添加物専門調査会において審議することといたします。

高江課長、どうもありがとうございました。

(2) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

○祖父江委員長 次の議事に移ります。

「食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について」です。

まず、農薬及び動物用医薬品「ジノテフラン」についてです。

本件については、専門調査会における審議、意見・情報の募集の手続が終了しております。

それでは、事務局から説明をしてください。

○横山農薬評価室長 お手元の資料2-1に基づきまして、説明いたします。

農薬・動物用医薬品評価書「ジノテフラン」第7版でございます。

右下のページで9ページを御覧ください。

審議の経緯の第7版関係の部分になりますが、農薬取締法に基づく再評価に関して、2022年12月に農林水産大臣から、再評価に加えて、適用拡大に関して2025年4月に内閣総理大臣から評価要請のあったものとなります。2025年7月から農薬第一専門調査会で複数回御審議いただき、取りまとめいただいた評価書案について、4月7日の食品安全委員会において報告し、4月8日から5月7日までの30日間、国民からの意見・情報の募集を行いました。その後、7月13日の農薬第一専門調査会で寄せられた意見・情報への回答案の作成等について審議が行われたものでございます。

19ページにお進みください。評価対象の概要でございます。構造式は6.に示されたとおりでございます。

次のページの8.の開発の経緯にございますとおり、ネオニコチノイド系の殺虫剤で、ニコチン性アセチルコリンレセプターに対する結合親和性は低いとされていますが、電気生理学的にはアゴニスト作用を示す特長を有するとされているものでございます。

農薬としては、2002年に初回農薬登録されております。また、動物用医薬品としての用途もございまして、国内では、動物体に直接適用しない畜・鶏舎及びその周辺のハエの成虫の駆除を目的に、承認・使用されているものでございます。

食品健康影響評価について、97ページにお進みください。ADI、ARfDに関する記載は98ページからになりますが、ADIは、イヌを用いた1年間慢性毒性試験の無毒性量22 mg/kg 体重/日を根拠として0.22 mg/kg 体重/日、ARfDは、ウサギを用いた発生毒性試験②の無毒性量125 mg/kg 体重を根拠として1.2 mg/kg 体重と設定されました。また、記載のこ

ざいますとおり、ばく露量については、本評価結果を踏まえた報告を求め、確認するものとなります。

今般、意見・情報の募集を行った結果につきましては、256ページに参考として添付しております。2通の御意見をいただきました。

意見1でございますが、一日摂取許容量（ADI）をこれまでと同じ0.22 mg/kg 体重/日に設定したジノテフランの評価書案について、以下のような疑問点や最新の学術論文情報もあるので、お答えいただきたいとの御意見で、主に4点のポイントをいただきました。

1. ですが、疫学以外の公表文献の評価についてということで、発達神経毒性を示す論文などが公表文献に複数含まれており、農薬専門調査会の議事録で公表文献について討議したと記録がある。評価書案は、そのような内容を含めて記載する必要があるのではないか。例えば、低用量で発達神経毒性が懸念されている論文があるとして1報論文を挙げていただいています。農薬審議会において、この論文を評価に適用しないと専門委員が評価したならそれは仕方がないが、評価書案に何も記載がないことには疑問が生じるという内容です。

また、2. としまして、疫学の公表文献の評価について、評価書案に説明の記載があるが、サンプルサイズや交絡因子などの点から、評価に適用されていなかった。国際的にも国内でも予防的アプローチからの有害化学物質の規制は重要であると考えるが、この評価は適切であったのか疑問があるので御説明いただきたいとの御意見。

また、3. はジノテフランの最新の研究として、2026年の極めて低用量で哺乳類に有害性を示すとされる論文、国内では、ジノテフランが日本の河川において、極めて高率に検出されており、水道水中にも検査地点12箇所検出されている論文の情報をお寄せいただきました。

また、4. は食安委における公表文献の扱いについてとして、食安委が公表している審議過程に使われる公表文献の扱いでは、当初イミダクロプリドなどでは評価に使用しない文献、評価に使用される可能性のある文献が分けて分類されて公表されていたが、ジノテフランでは、各専門委員がそれぞれどう評価したのか記載があるが、実際に審議に使用されたのか否か分からない。適切で透明性を持った食安委の対応をお願いしたいと切に願っているとの御意見をいただきました。

回答は右側の欄に記載がございまして、1. につきまして、疫学以外の公表文献については、令和7年12月22日の農薬第一専門調査会で審議され、審議の過程については、調査会で使用した公表文献のリスト及び議事録、意見・情報募集をした評価書案にて確認することができます。

御意見の中で例示のあった発達神経毒性に関する文献（Tanakaら（2023））については、同施設で実施された文献（Tanakaら（2022））とともに審議され、許容一日摂取量設定根拠と同程度の低用量で実施されていますが、2報とも同じ1施設の結果で発達神経毒性の判定は難しいこと、GLP試験で高用量を投与して発達神経毒性は認められないとの結果と

なっていること等の複数の理由から、「評価に使用しない文献」と判断され、評価書案には記載されませんでしたといった内容になります。

また、2. の疫学の公表文献については、各文献について、研究の限界を含め記載したということ。また、評価書案に記載した各疫学研究結果を総合的に判断し、評価書案に以下に記載がありますとおり、斜体の部分の記載がされたという説明がされています。

また、後段の農薬の規制に係る御意見につきましては、リスク管理に関係すると考えられることから、農林水産省及び消費者庁に情報提供いたしますとの回答となります。

3. につきましては、お寄せいただいたマウスを用いた文献（Leiら（2026））は、0.1 mg/kg 体重以上投与群で卵巣関連に影響が認められたとの報告がされていますが、現時点で単一報告に限られており、より高用量を投与し、長期にわたる影響または繁殖能に対する影響を検討した既存のGLP試験では異常が認められないこと等から、令和8年7月13日の農薬第一専門調査会において、現時点ではADI、急性参照用量（ARfD）等のリスク評価指標に用いることは困難であると判断されました。

お寄せいただいた水道水に関する文献（Luoら（2025））については、ADI、ARfD等の健康影響に基づく指標値の検討に使用可能な人に対する影響に関する研究ではないと考えられることから、令和8年7月13日の農薬第一専門調査会において、評価に使用しないと判断されたとの回答となります。

また、最新の研究として2報の文献をお寄せいただいたことにつきましては、評価書案の87ページの該当部分、（4）の公表文献における研究結果の項にその旨、追記がなされました。

また、4. につきまして、公表文献リストは、文献概要のほか、評価の目的との適合性及び結果の信頼性、評価書への記載に係る論点等を整理した評価の途中段階の資料であり、調査会において公表文献以外の安全性試験成績によって得られている知見と併せて検討され、必要に応じ、公表文献の内容を評価書案に記載しています。

ジノテフランの公表文献については、令和7年12月22日及び令和8年1月19日の農薬第一専門調査会で審議され、審議の過程については、調査会で使用した公表文献のリスト及び議事録、意見・情報募集をした評価書案にて、確認することができ、その透明性は十分確保されているものと考えていますとの回答となります。

続いて、意見2でございますが、1日許容量が示されていますが、長期的な経過観察をしない限り、不安は拭えませんとの御意見をいただきました。

回答は右の欄のとおりとなりまして、食品安全委員会では、残留農薬に関する食品健康影響評価指針に基づき、リスク管理機関から提出された適切な資料を用いて、海外の評価結果も参考に、農薬の評価を行っており、動物のほぼ一生に当たる期間被験物質を投与して影響を把握する試験や、世代を超えて被験物質を投与した場合の影響を把握する試験も含めた、各試験で得られた無毒性量を基に、安全係数100で除してADIを設定しているところで、今回設定したADIに基づき、適切なリスク管理措置が実施されれば、残留した本剤

の食品を介した安全性は担保されると考えますとの内容となります。

また、最後のページになりますが、260ページを御覧ください。評価書の記載の修正が3点ございます。1点目は、一般薬理試験の概要の表の表題です。こちらを「一般薬理試験概要」に修正させていただくというもの。

2点目は、先ほど回答の御説明の中で御説明させていただきましたとおり、評価書87ページの（4）公表文献における研究結果の項に、下線の部分の内容、「また、2026年4月8日から5月7日に実施した国民からの意見・情報の募集により、新たに公表文献2報が追加された。」と追記をするもの。

また、3点目は、農産物のばく露評価対象物質という記載を、農産物中のばく露評価対象物質と修正するものとなります。

以上でございます、本評価書につきまして、一部記載を修正させていただいた上、専門調査会の結果をもって、リスク管理機関に結果をお返ししたいと考えているものとなります。

以上でございます。

○祖父江委員長 ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

それでは、本件については、農薬第一専門調査会におけるものと同じ結論、すなわちジノテフランの許容一日摂取量（ADI）を0.22 mg/kg 体重/日、急性参照用量（ARfD）を1.2 mg/kg 体重と設定するという事でよろしいでしょうか。

（首肯する委員あり）

○祖父江委員長 続いて、農薬「エチプロール」についてです。

本件については、専門調査会における審議、意見・情報の募集の手続が終了しております。

それでは、事務局から説明してください。

○横山農薬評価室長 お手元の資料2-2に基づいて説明いたします。

農薬評価書「エチプロール」第5版でございます。

右下のページで8ページを御覧ください。

審議の経緯でございます、第5版関係になります。稲、だいた等の新規農薬登録申請、畜産物への基準値設定依頼があったこと、コーヒー豆のインポートトレランス設定の要請を受けたこと、また、再評価について2025年4月に内閣総理大臣、農林水産大臣から評価要請のあったものでございます。

農薬第五専門調査会で御審議いただき、2025年12月に開催された第1007回食品安全委員

会において、農薬第五専門調査会の審議結果案が審議され、翌日、12月24日からになりますが、意見・情報を募集していたところ、審議結果案となる評価書案の記載に誤りがあることが判明しまして、2026年1月13日に開催された第1009回食品安全委員会において、食品健康影響評価の結果に影響を及ぼす可能性があることから、実施中の意見・情報の募集を中断し、再度審議することとされました。

その後、2026年3月6日に開催された第45回農薬第五専門調査会において審議され、取りまとめいただいた評価書案について、5月19日の食品安全委員会において報告し、その後、5月20日から30日間、国民からの意見・情報の募集を行っていたものでございます。

16ページにお進みください。評価対象農薬の概要でございまして、このものは、6.に示された構造のフェニルピラゾール系の殺虫剤で、次のページの8.の開発の経緯にございますとおり、作用機作は昆虫のγ-アミノ酪酸作動性の神経伝達部位に作用すると考えられているものでございます。日本では、2005年1月17日に初回農薬登録されています。

食品健康影響評価につきまして、93ページにお進みください。

ADI、ARfDに関しまして、次のページから記載がございしますが、ADIは、ウサギを用いた発生毒性試験①及び②の無毒性量0.5 mg/kg 体重/日を根拠として、0.005 mg/kg 体重/日と設定され、ARfDについては、妊娠ウサギを用いた単回経口投与試験の無毒性量2.2 mg/kg 体重を根拠として、0.022 mg/kg 体重を妊婦又は妊娠している可能性のある女性に対するARfDと設定し、一般の集団に対しては、非妊娠ウサギを用いた単回経口投与試験の無毒性量3.0 mg/kg 体重を根拠として、0.03 mg/kg 体重と設定されました。

その次の96ページに記載がございまして、ばく露量については、本評価結果を踏まえた報告を求め、確認することとなります。

今回、意見・情報の募集を行った結果につきましては、145ページに参考として添付しております。御意見を2通頂戴しました。

意見1でございしますが、ARfDの設定に関し、評価書で妊娠ウサギにおいてより低い用量で影響が認められる可能性が否定できないと考えられたと結論され、妊婦又は妊娠している可能性のある女性と一般の集団、それぞれに対して設定されたことについての御意見でございます。

単回投与試験である非妊娠ウサギと妊娠ウサギの試験結果を比較すると、前者は3.0 mg/kg 体重/日、後者は2.2 mg/kg 体重/日を最高用量に設定しており、いずれの試験でも毒性影響は認められていないことから考えると、本当に妊娠ウサギにおいてより低い用量で影響が認められる可能性があるといえるのかどうか、再度議論が必要ではないか。この程度の差は、ARfD設定根拠試験の設定用量間隔によっても容易に起こり得るものであり、本結果のみを切り取っても、この差が真に妊娠と非妊娠という状態の違いによる毒性発現用量の差に起因するものであると言えるのかどうか疑問が残るとの御意見をいただきました。

回答は右の欄のとおりでございまして、発生毒性試験①及び②では、4.0 mg/kg 体重/

日投与群においても母動物の投与初期に体重減少／体重増加抑制及び摂餌量減少が認められましたが、妊娠ウサギを用いた単回経口投与試験では2.2 mg/kg 体重より高用量における影響は確認されていないことから、これらの影響が単回経口投与等により生じる可能性は否定できないと考えました。非妊娠ウサギを用いた単回経口投与試験において、最高用量の3.0 mg/kg 体重投与群で体重及び摂餌量に影響は認められず、無毒性量3.0 mg/kg 体重が得られましたが、妊娠ウサギを用いた単回経口投与試験では2.2 mg/kg 体重より高用量における影響は確認されておらず、妊娠ウサギにおいてより低い用量で影響が認められる可能性が否定できないと考えられたことから、妊婦又は妊娠している可能性のある女性を対象としてARfDを設定することが妥当と考え、妊婦又は妊娠している可能性のある女性と一般の集団に対して、それぞれARfDを設定したとの回答になります。

また、意見2についてでございますが、以下の理由から、エチプロールの審議結果案のADIとARfDの設定案に疑問があり、規制強化をする必要があると考えるとの御意見で、理由を2点頂戴しています。

理由の①でございますが、エチプロールはCF₃を持つ化学構造のPFAS農薬であり、一部は分解してもフッ素と炭素の結合は残り、難分解性物質として環境中に長期に残留する可能性が高く、ヒトへの健康障害を起こす可能性もあるとの御意見で、農薬は環境中に放出して回収できないため、PFAS農薬は基本的に禁止すべきと考えます。米国では、農業関連で、原体及び補助成分、さらに農薬を入れる容器にも規制を強化することを明記しているとの内容。特に近年、超短鎖PFASのトリフルオロ酢酸が難分解性、移動性が高く、ECHAでの指定の状況、また、日本国内でも雨水にトリフルオロ酢酸が検出された報告があることを御指摘いただいております。PFAS農薬は規制が必要と考えますとの御意見です。

また、②としまして、評価書には発達神経毒性の記載が何もありません。発達神経毒性を示した下記の論文がありますが、それを調査会で審議されたのでしょうか。エチプロールの標的は、重要な神経伝達物質GABA受容体であり、評価書に発達神経毒性の記載がないのは不適切ではないかと考えます。その点、お答えくださいという内容の御意見でございます。

回答につきましては、右側になります。

まず、ADI、ARfDにつきましては、食品安全委員会では、「残留農薬に関する食品健康影響評価指針」に基づき、農薬の分子構造に特定の原子を有するかどうかにかかわらず、リスク管理機関から提出された適切な資料を用いて、海外の評価結果も参考に、農薬の評価を行っています。

また、農薬の代謝物等については、「農薬の食品健康影響評価における暴露評価対象物質に関する考え方」に基づき、各種動態、代謝及び残留試験等の結果を検討し、評価を行っています。本剤の評価においては、各試験で得られた無毒性量を基にADIを、単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響に対する無毒性量を基にARfDを、それぞれヒトと毒性試験に供した動物との種差及びヒトの個人差を考慮した安全係数100で除して設定し

ており、今回設定したADI及びARfDに基づく適切なリスク管理措置が実施されれば、本剤の食品を介した安全性は担保されるところと考えておりますとの回答となります。

また、発達神経毒性については、エチプロールの発達神経毒性試験は実施されていませんが、令和7年6月19日に開催された第38回農薬第五専門調査会において審議されまして、90日間亜急性神経毒性試験や2世代繁殖試験等の他の毒性試験において、成熟動物または発達段階の動物に投与に関連する神経学的影響は認められておらず、発達神経毒性試験の未実施については妥当と判断されています。

また、御意見の中で例示のあったTanakaら(2017)については、同施設で実施されたTanakaら(2018)の文献とともに審議され、評価書案に、繁殖及び児動物への神経行動学的影響の検討(マウス)①及び②として記載し、以下の斜体の部分の記載のとおり、評価書の記載をまとめたとの回答でございます。

また、農薬の規制等については、農薬の規制及び環境への影響に関する御意見は、リスク管理に関するものと考えられることから、農林水産省、環境省及び消費者庁に情報提供いたしますとの内容となります。

本評価書案につきまして、専門調査会の結果をもってリスク管理機関に結果をお返ししたいと考えているものでございます。

以上でございます。

○祖父江委員長 ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いします。

それでは、本件については、農薬第五専門調査会におけるものと同じ結論、すなわちエチプロールのADIを0.005 mg/kg 体重/日、一般の集団に対するARfDを0.03 mg/kg 体重、妊婦又は妊娠している可能性のある女性に対するARfDを0.022 mg/kg 体重と設定するというところでよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

(3) その他

○祖父江委員長 ほかに議事はありませんか。

○藤田総務課長 特にございません。

○祖父江委員長 これで本日の委員会の議事は全て終了いたしました。

次回の委員会会合は、来週、8月4日火曜日14時から開催を予定しております。

また、29日水曜日14時から「農薬第五専門調査会」が、31日金曜日14時から「農薬第四

専門調査会」が、来週、3日月曜日14時から「農薬第三専門調査会」が、それぞれ開催される予定となっております。

以上をもちまして、第1032回「食品安全委員会」会合を閉会いたします。

どうもありがとうございました。